

開発行為等事前協議

図面表記の用語解説・特記事項記載例



◎ 図面表記の用語解説

① 【配水管】

- ・ 一般的に、水道本管・水道管・本管と呼ばれている公設管の名称については、すべて【配水管】で統一して表記してください。

(例) 配水管 DIP φ200

※ PEP と PEJP は間違えないようにしてください。

② 【給水引込管】

- ・ 配水管から宅地内に引込されている、給水管・引込管・取出し管と呼ばれている私設管の名称については、すべて【給水引込管】で統一して表記してください。

(例) 新設給水引込管 PP φ25

既設給水引込管 PP φ25

③ 【止水栓】または【ソフトシール仕切弁】

- ・ 官民境界から1m以内に設置する止水栓については、給水引込管がφ25までの場合は【止水栓】と表記し、給水引込管がφ50以上の場合は【ソフトシール仕切弁】と表記してください。

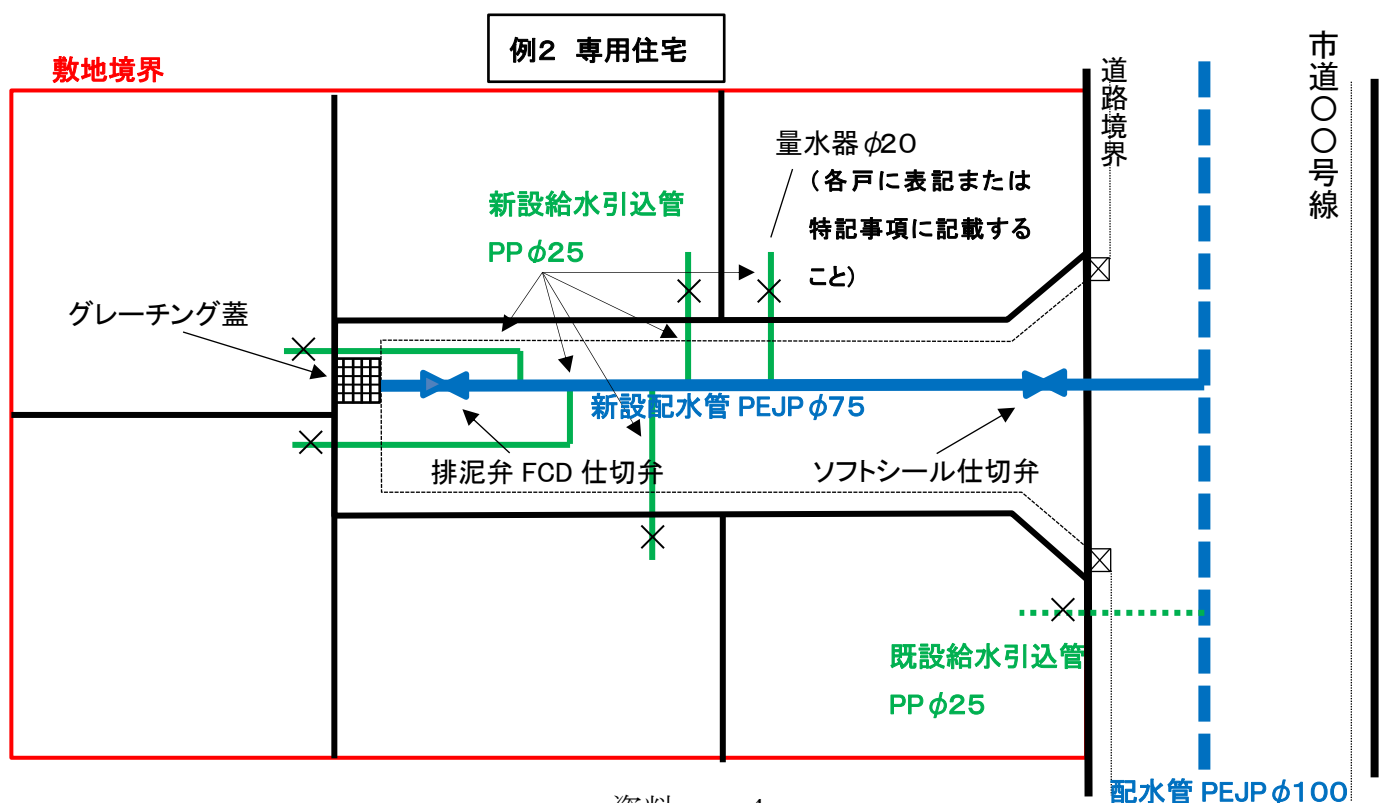
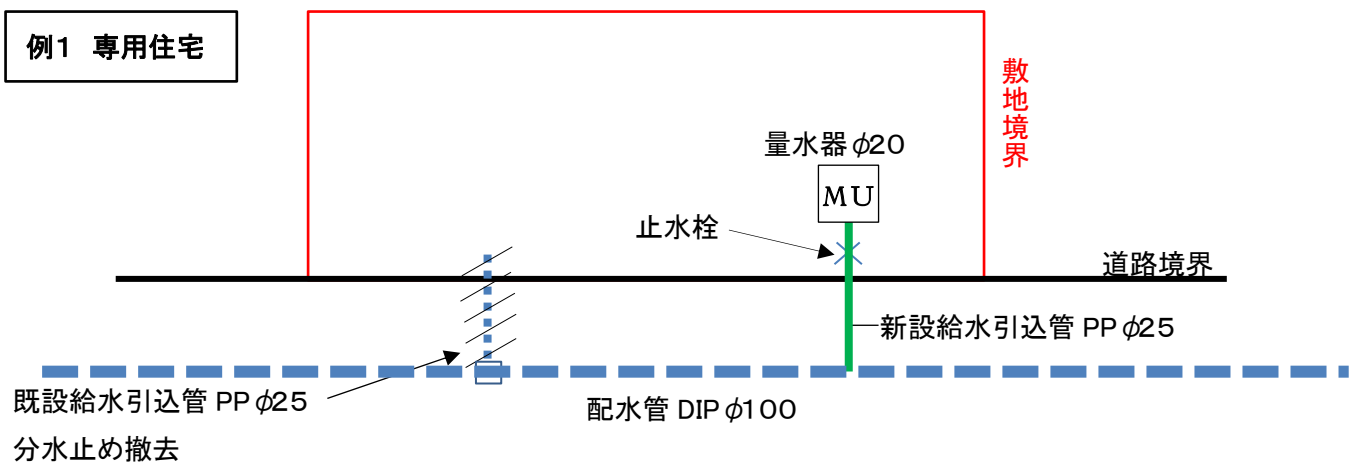
◎ 特記事項記載例 ○ 下記のこと注意到意して図面を作成、特記事項等を記載してください。

1. 道路境界から**1m以内**の位置に、**止水栓またはソフトシール仕切弁**を設置します。
2. 今後の建築計画において、水道量水器の設置予定が定まっている(隣地境界付近等)場合は、**設置予定位置付近**で給水引込を行うよう計画をします。
3. **量水器**の設置位置について、原則として**止水栓から1m以内**の位置とし、**道路境界から2m以内**(平面上での配管延長)で、かつ**検針等に支障のない位置**に設置します。
4. 一般住宅の場合、量水器の口径は、**給水栓の数**により確定します。
(総給水栓数が5個以上13個までの場合では、量水器の口径はφ20)
5. 使用しない既設給水管については、**分水止め**とし、道路上の給水管については、撤去します。
6. 給水管引込管が**水路部分を横断**する場合は、横断方法について**水路管理者と協議**を行います。
また、**水路上を上越**して横断する場合は、**サヤ管やコンクリート床板等**により適切に**防護**を行います。
7. **3階建て建物への直結直圧給水**を検討する場合は、**事前協議**を行います。
8. **直結増圧給水**を検討する場合は、**事前協議**を行います。
9. **県・国道等**から給水管引込を検討する場合は、**県・国等の道路管理者**への道路占用許可申請を行います。
10. **河川法運用区域等**から給水管引込を検討する場合は、**県・国等の河川管理者**への許可申請を行います。
11. 工事に関する打合せは、三郷市指定給水装置工事事業者を通じて行います。

開発行為等事前協議における給水計画図 サンプル図面

作図における注意事項

- * 管の種類、口径を明記すること。
- * 管は、「給水引込管」なのか「配水管」なのかを明記すること。
- * 「新設」なのか「既設」なのかを明記すること。
新設の場合は「実線」、既設の場合は「破線」
- * 使用しない管、使用できない管は原則 **分水止め(道路上の管は撤去)** その際、分水止め、撤去の旨、記号も明記すること。
- * 道路境界、**敷地境界**を図面と注意書きに明記すること。**(建築申請時の境界線)**
- * 「例2 専用住宅」、「例3 共同住宅」について、ソフトシール仕切弁、排泥弁、グレーチング、雨水浸透枳等を明記すること。
- * 「例2 専用住宅」について、開発道路(通り抜け道路)の場合、建物件数に関わらず φ75以上の管とすること。
- * 「例3 共同住宅」の例について、給水管の端末には**排泥弁**を設置し、捌け口が側溝の場合、原則口径をφ50とし、グレーチング蓋を設置すること。捌け口が雨水枳の場合、原則口径はφ25にすること。パイプシャフトを設ける場合は、**メーターユニット設置基準**に適合させること。



例3 共同住宅

